

令和8年度出雲市国保外来人間ドックの実施について

1 対象者

出雲市国民健康保険加入者で、令和9年3月31日時点の満年齢が以下の者

- ・30歳（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）
- ・35歳（平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ）
- ・40歳（昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれ）
- ・45歳（昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれ）
- ・50歳（昭和51年4月2日～昭和52年4月1日生まれ）
- ・55歳（昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生まれ）
- ・60歳（昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生まれ）
- ・65歳（昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生まれ）
- ・70歳（昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ）

2 実施期間

令和8年7月1日～令和9年3月31日

3 実施内容

(1) 検査項目・委託料

眼底検査	検査項目	委託額	
		胃検査（胃透視）	胃検査（胃カメラ）
自院で実施	必須+胃検査+眼底	39,862円	40,072円
眼科に依頼して実施	必須+胃検査	38,630円	38,840円

※検査項目、委託料の詳細は「令和8年度出雲市国保外来人間ドック検査項目別内訳表」をご確認ください。

(2) 受診者負担金 8,000円

※令和8年度の住民税が非課税の世帯（世帯の全員が非課税）の場合は無料です。

受診者へは、非課税世帯に該当する場合、ドック受診時に検査機関の窓口で非課税世帯である旨を申告するよう案内しています。

受診者から非課税世帯である旨の申告があった場合は、「受診者負担金免除申請書・同意書」を記入してもらってください。（免除申請書は、委託料請求時に併せて市へ提出してください。）

また、免除対象とならなかった場合は、市から受診者へ直接、負担金の支払依頼通知を送付するので、市から通知が届いたら8,000円をお支払いいただく必要があることを受診者へ説明してください。

（実際に受診者へ通知が届くのは、ドック受診時から約2～4か月後になります。）

(3) 検査の省略について

検査項目は、必須検査+（胃内視鏡または胃透視）+眼底検査となっておりますが、受診者がかかりつけ医等で検査の一部を既に受診しており、ドックを実施する医師が再度の検査を不要と判断する場合は、必須項目であっても検査を省略することができます。

その場合、委託料から省略した検査項目該当分の委託料を差し引いた額を市へ請求してください。

ただし、受診者負担金は検査を省略しても変わりません。

(4) 眼底検査について

眼底検査が自院でできない場合は、眼底検査依頼書（水色）を用いて眼科医療機関に眼底検査を依頼してください。

また、受診者にドックから1か月以内に眼科を受診し、眼底検査を受けるようにお伝えください。詳しくは、別紙「出雲市国保人間ドックにおける眼底検査の方法」をご参照ください。

(5) 結果通知書の記入について

- ・結果通知書について、医療機関で独自の様式がある場合は、独自のものを使用していただいてもかまいません。
- ・実施年月日、医療機関名、担当医師名を記入し、検査結果を記入してください。
- ・小数点の付してある項目については、少数第1位までの値を記入してください。
- ・人間ドック結果通知書の参考値については、人間ドック学会の基準値を参考にしています。検査機関によって、異なる値を採用されている場合は、お手数ですが見え消しで修正して通知、提出してください。

(6) 検査結果の説明について

受診者へは、貴機関から直接、結果通知書（本人用）をお渡ししていただくとともに、検査結果をご説明ください。

4 便潜血検査陽性者について

便検査で陽性であった者については、精密検査依頼書兼結果通知書（様式4）を記入し、結果説明に合わせて様式4及び精密検査実施医療機関一覧を受診者へ渡し、必ず精密検査を受けるようにお伝えください。

5 委託料の請求方法・時期

委託料については、1か月ごとに取りまとめて診療月の翌々月末日までに**出雲市 健康増進課**まで書類を提出してください。（委託料は、請求のあった日の翌々月末日までにお支払いいたします。）

【提出書類】

- ①請求書
- ②委託料内訳表
- ③結果通知書（市控用）
- ④受診者負担金免除申請書・同意書（あれば）

【年度末の請求について】

令和9年2月実施分及び3月実施分については、令和9年3月末日までに提出してください。

【お問い合わせ】

出雲市 健康増進課 成人保健係（担当：飯塚）

TEL：0853-21-6979 FAX：0853-21-6965

E-mail：kenkou@city.izumo.shimane.jp